

# 建設業者の皆さんへ

## 令和5（2023）年度 公共工事の入札契約制度の改正について

令和5（2023）年4月より次のとおり改正します。

### ① 格付基準点数の改正について

登録業者の等級別格付の基準となる格付基準点数を、登録業者の数、施工能力、発注金額等のバランスを考慮して、下表のとおり改正します。

（格付基準点数）

工事種別 等級	改正			現行		
	A	B	C	A	B	C
土木一式工事	850以上	740以上～ 850未満	740未満	810以上	700以上～ 810未満	700未満
建築一式工事	現行通り	現行通り	—	750以上	750未満	—
水道施設工事	現行通り	現行通り	—	720以上	720未満	—
電気工事	現行通り	現行通り	—	750以上	750未満	—
舗装工事	現行通り	現行通り	—	700以上	700未満	—
その他の工事	現行通り	現行通り	—	650以上	650未満	—

### ② 現場代理人の常駐義務の緩和措置適用期間の延長

「現場代理人の常駐義務緩和」について、令和元年台風19号に係る災害復旧工事の円滑な実施のため、令和5（2023）年3月31日までに発注する建設工事に適用するものとしていましたが、令和6（2024）年3月31日まで延長します。

### ③ 町発注工事の前金払の用途拡大の継続及び一部取り扱いの変更について

前金払の用途拡大について、次のとおりとします。

#### （1）契約に関する取扱い

第38条の特約条項を契約書に添付し契約を締結する。

なお、変更契約の場合については、工事打合せ簿により協議の上、変更契約書に第38条の特約条項を添付し、契約を締結する。

#### （2）適用時期等

平成28（2016）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6（2024）年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、受注者からの申し出（工事打合せ簿）に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。